

○湖南省公共施設等マネジメント推進委員会規則

平成27年6月23日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省公共施設等マネジメント推進基本条例（平成27年湖南省条例第19号。以下「条例」という。）第8条に規定する公共施設等マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 委員会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその説明若しくはその意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 条例第8条第6項の規定により、委員会は、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会での審議内容は、部会長が委員長へ報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市有財産の総括及び調整に関する事務を所管する課において処理

する。

(会長への委任)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開催される会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。